

平成18年6月16日

(件名)

県有建築物の耐震性能等の表示

警戒宣言発令時及び東海地震発生後において、利用者が的確に対応できるよう、個々の県有建築物に東海地震に対する耐震性能及び耐震性能に応じた警戒宣言発令時等の留意事項を記載したラベルを表示する。

1 経緯

- 平成15年5月 中央防災会議で東海地震対策大綱を策定
「東海地震に対して地域住民が的確な対応をとるためには、自宅だけでなく公共建築物の耐震性の把握も不可欠であることから、公共建築物については、耐震診断実施状況や実施結果をもとにした耐震性に係るリストを作成し、住民に周知するよう努める。」

これを受け、県では

- 平成16年4月 県有建築物の耐震性能に係るリストを公表し、毎年度更新
- 平成17年2月 県有建築物の耐震化計画を公表

(参考)

県有建築物の耐震化の状況（平成18年3月31日現在）

- ・ 公表した建築物数 3, 136棟
- ・ 内、耐震性を有している建築物 2, 469棟（耐震化率78.7%）

2 表示の内容**(1) 表示の対象とする建築物（2, 414棟）**

耐震性能を公表している県有建築物を対象とする。

ただし、下記の建築物を除く。

- ア 利用者が限定され、個別に十分な周知を図ることができる建築物
 - ・ 県営住宅（住棟）、社会福祉施設（入所施設）、港湾上屋
 - ・ その他、利用者が限定される建築物
- イ 付属的な建築物
 - ・ 高等学校等の渡り廊下
 - ・ その他、上記と同等の付属的な建築物

(2) 表示の方法

- ① 表示ラベルの大きさは、B5判程度とする。
- ② 建築物の出入り口など県民の分かり易い場所に表示する。
- ③ 耐震補強工事等により耐震性能が変更となった場合には、新たなラベルを表示する。

(3) 表示ラベルに記載する内容

① 東海地震に対する耐震性能と警戒宣言発令時等の留意事項

ランク	東海地震に対する耐震性能	対象建築物	警戒宣言発令時等の留意事項
I	耐震性能が優れている建物	災害時の拠点となる建築物	災害時の拠点となる建物です 警戒宣言発令時又は東海地震が発生した後は、一般の方の立入りを制限する場合があります
		その他の建築物	警戒宣言発令時又は東海地震が発生した後に、建物に入る場合には、管理者に確認をしてください
	耐震性能が良い建物	災害時の拠点となる建築物	災害時の拠点となる建物です 警戒宣言発令時又は東海地震が発生した後は、一般の方の立入りを制限する場合があります
		その他の建築物	警戒宣言発令時又は東海地震が発生した後に、建物に入る場合には、管理者に確認をしてください
II	耐震性能がやや劣る又は劣る建物	全ての建築物	警戒宣言発令時には、建物に入らないでください
III		全ての建築物	東海地震が発生した後に、建物に入る場合には、管理者に確認をしてください

② 施設名・棟名、管理者（指定管理者制度による場合は、指定管理者を併記）、耐震性能、耐震化計画

③ 備考（災害時の拠点となる建物は、災害時の用途を記入）

3 今後の対応

(1) ラベルの表示

表示ラベルを7月下旬頃に各施設管理者に配布し、順次表示する。

(2) 市町への働きかけ

今後、市や町が所有する公共建築物について、県と同様のラベルを表示をするように働きかけていく。

さいがいじ きょてん たてもの
災害時の拠点となる建物です

けいかいせんげんはつれいじまた
警戒宣言発令時又は
 とうかいじしん はっせい あと
東海地震が発生した後は
 いっばん かた たちい
一般の方の立入りを
 せいげん ばあい
制限する場合があります

施設名、棟名： 県庁舎 別館
 管理者： 静岡県総務部庁舎管理室

(連絡先： - -)

耐震性能： 東海地震に対する耐震性能が優れている建物
 備考： 災害時は災害対策本部となります

静岡県

I a、I b 拠

けいかいせんげんはつれいじ また
警戒宣言発令時又は
 とうかいじしん はっせい あと
東海地震が発生した後に
 たてもの はい ばあい
建物に入る場合には
 かんりしゃ かくにん
管理者に確認をしてください

施設名、棟名： 消防学校 管理教育棟
 管理者： 静岡県消防学校

(連絡先： - -)

耐震性能： 東海地震に対する耐震性能が良い建物
 備考：

静岡県

I a、I b 他

けいかいせんげんはつれいじ
警戒宣言発令時には
 たてもの はい
建物に入らないでください

とうかいじしん はっせい あと
東海地震が発生した後に
 たてもの はい ばあい
建物に入る場合には
 かんりしゃ かくにん
管理者に確認をしてください

施設名、棟名： 草薙総合運動場 体育館
 管理者： 静岡県都市住宅部公園緑地室
 (指定管理者：(財)静岡県体育協会)
 (連絡先：)

耐震性能： 東海地震に対する耐震性能がやや劣る又は劣る建物
 耐震化計画： 平成19~20年度耐震補強工事予定
 備考：

静岡県

II、III

県有建築物の耐震性能等の表示

警戒宣言発令時及び東海地震発生後において、利用者や管理者が的確な対応を取れるよう、個々の県有建築物に東海地震に対する耐震性能及び耐震性能に応じた警戒宣言発令時等の留意事項を表示する。

ランク	東海地震に対する耐震性能	対象建築物	警戒宣言発令時等の留意事項
I	I a 耐震性能が優れている建物	災害時の拠点となる建築物	災害時の拠点となる建物です 警戒宣言発令時又は東海地震が発生した後は、一般の方の立入りを制限する場合があります
		その他の建築物	警戒宣言発令時又は東海地震が発生した後に、建物に入る場合には、管理者に確認をしてください
I	I b 耐震性能が良い建物	災害時の拠点となる建築物	災害時の拠点となる建物です 警戒宣言発令時又は東海地震が発生した後は、一般の方の立入りを制限する場合があります
		その他の建築物	警戒宣言発令時又は東海地震が発生した後に、建物に入る場合には、管理者に確認をしてください
II	耐震性能がやや劣る又は劣る建物	全ての建築物	警戒宣言発令時には、建物に入らないでください
III		全ての建築物	東海地震が発生した後に、建物に入る場合には、管理者に確認をしてください

さいがいじ きよてん たてもの
災害時の拠点となる建物です

けいかいせんげんはつれいじまた
警戒宣言発令時又は

とうかいじしん はっせい あと
東海地震が発生した後は

いっばん かた たちい
一般の方の立入りを

せいげん ばあい
制限する場合があります

施設名、棟名 : 県庁舎 別館

管 理 者 : 静岡県総務部庁舎管理室

(連絡先: — —)

耐 震 性 能 : 東海地震に対する耐震性能が優れている建物

備 考 : 災害時は災害対策本部となります

静 岡 県

I a拠

けいかいせんげんはつれいじ また
警戒宣言発令時又は
とうかいじしん はっせい あと
東海地震が発生した後に
たてももの はい ばあい
建物に入る場合には
かんりしゃ かくにん
管理者に確認をしてください

施設名、棟名 : 消防学校 管理教育棟

管 理 者 : 静岡県消防学校

(連絡先: - -)

耐 震 性 能 : 東海地震に対する耐震性能が良い建物

備 考 :

静 岡 県

I b他

けいかいせんげんはつれいじ
警戒宣言発令時には

たてももの はい
建物に入らないでください

とうかいじしん はっせい あと
東海地震が発生した後に

たてももの はい ばあい
建物に入る場合には

かんりしや かくにん
管理者に確認をしてください

施設名、棟名 : 草薙総合運動場 体育館

管 理 者 : 静岡県都市住宅部公園緑地室

(指定管理者:(財)静岡県体育協会)

(連絡先:)

耐 震 性 能 : 東海地震に対する耐震性能がやや劣る又は劣る建物

耐 震 化 計 画 : 平成19～20年度耐震補強工事予定

備 考 :

静 岡 県

Ⅱ、Ⅲ